

上野事務所ニュース

令和2年10月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

協会けんぽの被扶養者資格再確認について

現在扶養されている方について、被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、「被扶養者状況リスト」が10月上旬から順次事業所へ送付されます。(健康保険組合に加入している事業所は対象外です。)再確認の対象となる被扶養者は、令和2年4月1日現在の被扶養者の方です。ただし、令和2年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外です。

【手続きについて】

「被扶養者状況リスト」が届きましたら、リスト内の被扶養者が健康保険の被扶養者としての要件を満たしているか確認を行い、必要事項を記入してください。

今年度は、被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については、被扶養者状況リストに同封されている被扶養者現況申立書を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる書類を添付する必要があります。

リスト記入後「被扶養者状況リスト」の事業主印を押印し、「正」のみを協会けんぽに返送してください。「副」は事業所控えとなりますので、保管してください。

被扶養者としての要件を満たせず解除となる被扶養者がいる場合は、「被扶養者調書兼異動届」を記入します。また、解除となる方の保険証を回収し、この被扶養者調書兼異動届と被扶養者状況リスト「正」と一緒に協会けんぽに郵送します。

被扶養者調書兼異動届で被扶養者の異動手続きができるのは、今回の被扶養者資格再確認のみです。被扶養者の異動があった場合には原則として「健康保険被扶養者(異動)届」を日本年金機構へ提出します。

高齢受給者証と基準収入額適用申請

【高齢受給者証について】

健康保険の被保険者や被扶養者が70歳になると協会けんぽより「高齢受給者証」が交付されます。これは、医療機関窓口での自己負担割合を示す証明書となるので、医療機関の受診時には健康保険証と一緒に持参してください。

自己負担割合は、毎年9月1日時点での標準報酬月額によって決められます。

【70歳以上の被保険者】

標準報酬月額 26万円以下	標準報酬月額 28万円以上
2割	3割

【70歳以上の被扶養者】

被保険者が70歳未満	被保険者が70歳以上	
	被保険者の標準報酬月額 26万円以下	被保険者の標準報酬月額 28万円以上
2割	2割	3割

【基準収入額の適用申請について】

自己負担割合が3割の方であっても、前年の収入(年金や不動産収入を含むすべての収入。非課税のものは除く。)が下記「基準収入額」に満たない場合には基準収入額適用申請により、自己負担割合を2割へ変更することができます。(下記の基準収入額以上の方は手続き不要です。)

負担割合の変更は、申請月の翌月からになります。適用期間は、申請月の翌月から8月末までです。

(基準収入額)

70歳以上の被扶養者がいない場合	70歳以上の被扶養者がいる場合	旧被扶養者がいる場合
383万円未満	520万円未満 *被保険者と70歳以上の被扶養者の収入合計額	520万円未満 *被保険者と旧被扶養者の収入合計額

*旧被扶養者とは、以前は健康保険の被扶養者で現在は後期高齢者医療制度に該当している方のこと

**【新型コロナウイルス感染症】
医療機関・薬局・
介護施設等・障害
福祉サービス等
向け支援**

【新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について】

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員（派遣

労働者や業務委託受託者の従事者を含む）に対し、慰労金として最大 20 万円が給付されます。その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として 5 万円が給付されます。

【医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について】

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止体制や診療体制確保などに要する費用が補助されます。

補助上限額	
病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について】

①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

令和 2 年 4 月 1 日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかき増し経費が発生した全ての介護サービス事業所・介護施設等に対して、かき増し経費（感染症対策に要する物品購入等）について支援が行われます。（助成上限は、サービス類型毎に定められています。）

②在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

令和 2 年 4 月 1 日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所等に対して、1 利用者あたり 1,500 円～6,000 円の支援が行われます。

③在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

令和 2 年 4 月 1 日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所等に対して、「3 つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要するものの購入費用について、支援が行われます。（上限 20 万円。）

④介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支援事業

次の(1)、(2)に該当する者に対して、最大 20 万円の慰労金が給付されます。

- (1) 介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員
- (2) 次のいずれにも該当する職員
 - ・ア 介護サービス事業所・施設等で、令和 2 年 1 月 30 日から令和 2 年 6 月 30 日の間で通算して 10 日以上勤務した者
 - ・イ 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）について】

①感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

令和 2 年 4 月 1 日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかき増し経費が発生した全ての障害福祉サービス事業所・施設等に対して、かき増し経費（感染症対策に要する物品購入等）について支援が行われます。（助成上限は、サービス類型毎に定められています。）

②在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

令和 2 年 4 月 1 日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所等に対して、1 利用者あたり 1,500 円～2,500 円の支援が行われます。

③在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

令和 2 年 4 月 1 日以降、感染症防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所等に対して、「3 つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要するものの購入費用について、支援が行われます。（上限 20 万円。）

④障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支援事業

次の(1)、(2)に該当する者に対して、最大 20 万円の慰労金が給付されます。

- (1) 障害福祉サービス事業所・施設等に勤務し、利用者
- と接する職員
- (2) 次のいずれにも該当する職員
 - ・ア 障害福祉サービス事業所・施設等で、令和 2 年 1 月 30 日から令和 2 年 6 月 30 日の間で通算して 10 日以上勤務した者
 - ・イ 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

今回の支援事業の制度に関することは、厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター（0120-786-577）へお問い合わせください。

なお、千葉県における制度運用については、千葉県慰労金支援金総合窓口（0570-080-035）へお問い合わせください。

Q&A なぜなにどうして？

Q: 70 歳までの就業機会確保に向けた法改正があったと聞きました。どのような改正ですか？

A: 現在の高年齢者雇用安定法では、事業主に対して、65 歳までの雇用機会を確保するため、高年齢者雇用確保措置（①65 歳まで定年引上げ、②65 歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止）のいずれかを講ずることを義務付けています。今回の改正は、70 歳までの就業機会の確保について多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けるもので、具体的な措置の内容は以下のとおりです。

i	70 歳までの定年引上げ
ii	70 歳までの継続雇用制度の導入
iii	定年廃止
iv	高年齢者が希望するときは、70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
v	高年齢者が希望するときは、70 歳まで継続的に a 又は b に従事できる制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ a 事業主が自ら実施する社会貢献事業 ・ b 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

* 上記 iv 及び v による場合には、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上での導入が必要です。

70 歳までの就業機会確保措置の努力義務を負うのは、60 歳まで雇用していた事業主となります。改正高年齢者雇用安定法の施行日は、令和 3 年 4 月 1 日です。